令和4年第1回定例会

駿東伊豆消防組合議会会議録

令和4年2月4日

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会

令和4年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会	期	日	程目	2
付議	事	件等-	一覧目	3
[2	月	4 日	(金)]	
1		開会》	及び開議の宣告	3
2		会議釒	録署名議員の指名	3
3		諸般の	の報告	4
4		会期の	の決定	4
5		報第	1号から議第4号までの	
		5件-	一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
6		消防征	行政に対する一般質問	15
7		議会i	運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	25
8		閉会の	の宣告	26

令和4年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	2月4日	金	午後2時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 報第1号、議第1号~議第4号の説明 質疑 討論 採決 消防行政に対する一般質問 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

付議事件等一覧

- 1 報第 1号 専決処分の報告について (損害賠償額の決定)
- 2 議第 1号 静岡県市町総合事務組合規約の一部変更について
- 3 議第 2号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第2回)について
- 4 議第 3号 駿東伊豆消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正につ

いて

- 5 議第 4号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計予算について
- 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査

令和 4 年第 1 回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

令和 4 年 2 月 4 日 (金) 午後 2 時 開会 於 議 場

○出席議員(16名)										
	1番	青	木	敬	博	3番	岩	城	1	<u>-</u>
	4番	秋	Щ	治	美	5番	須	佐	í	蓒
	6番	浅	田	藤	二	7番	浅	田	美重-	子
	8番	井	原	三章		9番	篠	原	峰 -	子
	10番	杉	本	_	彦	11番	天	野	佐代!	里
	12番	杉	村		清	13 番	佐	野	俊	光
	14番	内	Щ	愼	_	16番	深	田	<u> </u>	昇
	17番	長	田	吉	信	18 番	植	松	恭 -	
○欠	席議員									
	2番	森	下		茂	15 番	永	岡	康	司
〇欠	員	(7.	よし)							
				—— 規定(
○地	 方自治法第				 による出席者 -	 副管理者		科	喜世;	
○地 管	 方自治法第	121 5	 条の		 による出席者 - 也	—————————————————————————————————————		科森		 志 泉
○ ○ 世 管 副	方自治法第 理 者	 121 : 賴	 条の 重	秀	_				Ì	
地管副消	方自治法第 理 者 管理者	 121 賴 小	 条の 重 野	秀	一 也	消 防 長	小	森	ì	泉

救急課	曼 秋	Щ	栄	章	通信指課	f令 長	荻	島	正	己
第一方 本部長 沼 津 i 消防署	兼 大 有	村	創一	- 郎	第二方本部長田 方消防署	·兼	矢ノ	下	健一	- 郎
第三方i 本部長i 伊 i 消防署i 会計室i	兼 村 東 長	上	秀	靖	田 方消防署	北	稲	葉	嘉	明
○議会事務				<i>18</i> X						
書記:書	長 廣記 岩	瀬﨑	光孝	帝	書	記	草	場	大	介

○議事日程

令和4年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程 令和4年2月4日(金曜日) 午後2時 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 会期の決定
- 第4 報第1号 専決処分の報告について (損害賠償額の決定)
- 第5 議第1号 静岡県市町総合事務組合規約の一部変更について
- 第6 議第2号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第2回)について
- 第7 議第3号 駿東伊豆消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について
- 第8 議第4号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計予算について
- 第9 消防行政に対する一般質問
- 第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○会議

◎開会及び開議の宣告

〇議長(植松恭一)

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、 令和4年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

〇議長(植松恭一)

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員を、議長から指名いたします。

3番 岩城仁議員、14番 内山愼一議員を指名します。

◎諸般の報告

〇議長(植松恭一)

次に、日程第2 諸般の報告をいたします。

最初に、地方自治法第 235条の 2 第 3 項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る令和 3 年10月から12月までの定例検査結果報告並びに地方自治法第 199条第 9 項の規定により、定期監査結果報告が監査委員から報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、令和3年中の火災、救急、救助及び 119番通報受信の概況をお手元に配付 してございますので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査につきまして申し出があり、 その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、併せて 御了承願います。

次に、森下茂議員及び永岡康司議員から、本日の本会議を欠席したい旨の届け出 がありましたので、あらかじめ御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎会期の決定

〇議長(植松恭一)

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 長田吉信議員。

〇17番議員(長田吉信)

令和4年第1回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、植松 恭一議長に御出席いただき、開催いたしました。その概要について御報告申し上げ ます。

本定例会に提出されます議案は、管理者提出議案が5件でございます。内容とい

たしましては、報第1号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定)、議第1号 静岡県市町総合事務組合規約の一部変更について、議第2号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第2回)について、議第3号 駿東伊豆消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、議第4号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計予算についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告者は2人となっております。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議いただきます。

以上のことから会期につきましては、本日1日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

〇議長(植松恭一)

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思います。これ に御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は1日と決定いたしました。

◎報第1号から議第4号までの5件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(植松恭一)

次に、日程第4 報第1号 専決処分の報告について(損害賠償額の決定)から 日程第8 議第4号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計予算についてまで、以上5 件を一括議題といたします。

この5件に対する当局の説明を求めます。

〇管理者 (賴重秀一)

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

報第1号の案件につきましては、損害賠償額の決定の専決処分について、御報告をするものであります。

次に、議第1号の案件につきましては、静岡県市町総合事務組合規約の一部変更 について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第2号の案件につきましては、令和3年度駿東伊豆消防組合会計補正予

算(第2回)について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第3号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

次に、議第4号の案件につきましては、令和4年度駿東伊豆消防組合会計予算に ついて、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、警防 部長及び消防部長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決をいただ きますよう、お願いいたします。

〇警防部長(佐藤 潤)

私からは、報第1号の提案理由の補足説明を申し上げます。

初めに、議案書の1ページをお開きください。

報第1号 専決処分の報告についてでございます。

本案は、地方自治法第 180条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書の3ページ並びに別冊、議案資料の1ページを併せ てお開きください。

令和3年10月13日、沼津市大平において、本消防組合職員が消火活動を行った際、 損害賠償の相手方所有の浄化槽の蓋を踏み抜き、当該浄化槽の蓋を損傷させた事故 で、損害賠償額2万7,500円をもって示談が成立したため、令和3年12月9日付け で専決処分をしたものであります。

以上、管理者提出議案の報第1号についての提案理由の補足説明を申し上げました。

〇消防部長(渡辺 肇)

それでは、私から議第1号から議第4号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

議第1号 静岡県市町総合事務組合規約の一部変更について御説明いたします。 本案は、静岡県市町総合事務組合からの通知により、同組合規約の一部変更を行 うため、構成団体において、直近の議会への議案提出を求められたものであります。 一部変更の内容につきましては、議案書の7ページをお開きください。

静岡県市町総合事務組合の構成団体である養護老人ホームとよおか管理組合が、 令和4年3月31日付けで解散することに伴い、当該組合から脱退するものとして、 規約別表第1及び別表第2から「、養護老人ホームとよおか管理組合」を削るものであり、附則といたしまして、施行日を令和4年4月1日とするものであります。

以上が、議第1号 静岡県市町総合事務組合規約の一部変更についてでございます。

続きまして、議案書の9ページをお開きください。

議第2号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第2回)について御説明いたします。

本補正は、第1条において、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 633万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6,476万6,000 円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、議案書の10ページ、11ページに記載のとおりであります。

補正予算の詳細につきましては、議案書の14ページからの歳入歳出補正予算事項 別明細書で御説明いたします。

それでは、議案書の16ページ、17ページをお開きください。

歳入につきまして、御説明いたします。

4款1項1目消防費補助金、1節消防施設費補助金、3の消防・救急体制整備費補助金から31万7,000円を減額し、消防費補助金の総額を3,964万8,000円といたします。

これは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の富士会場への応援警備に係る職員人件費について、その財源は全て県からの補助金を充てる予定でしたが、応援警備出動がなかったことから減額するものであります。

次に、7款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金、1の駿東伊豆消防組合共同消防基金繰入金から601万6,000円を減額し、基金繰入金の総額を75万 1,000円といたします。

これは、本組合管内で東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会自転車競技が開催されることに伴う、大会警備に係る職員人件費について、その財源を共同消防基金から繰り入れる予定でしたが、コロナ禍での開催となり、予定より少額の経費での対応で収まったことから減額するものであります。

次に、議案書の18ページ、19ページをお開きください。

歳出につきまして、御説明いたします。

3款1項2目消防運営費、6の消防本部警防管理事業から633万3,000円を減額い

たします。

これは、本組合管内で開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会伊豆会場の警備に係る人件費について、当初、全額を時間外勤務手当で対応する予定でしたが、コロナ禍により、従来、日勤務で対応している訓練やイベント等が中止となったことから、本大会警備に係る人件費について、日勤務での対応が可能となり、時間外勤務手当については少額の執行で収まったことから、減額するものであります。

次に、議案書の9ページにお戻りいただきまして、第2条において、令和4年度 当初から必要になる設備の保守点検等の業務委託費及び東伊豆消防署はしご付消防 自動車の製造請負について、令和3年度中に入札執行ができるよう、地方自治法第 214条の規定により債務を負担する行為として定めるため、議案として提出するも のであります。

次に、議案書の12ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正の事項、期間及び限度額につきましては、記載のとおり であります。

次に、議案書の20ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支 出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の補正の事項、限度額、 当該年度以降の支出予定額及び財源内訳につきましては、記載のとおりであります。

以上が、議第2号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第2回)についてとなります。

続きまして、議案書の21ページ及び議案資料の2ページの新旧対照表を併せてお 開きください。

議第3号 駿東伊豆消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について 御説明いたします。

本改正は、総務省から発出された「地方公共団体における書面規制、押印、対面 規制の見直しについて」に基づく押印等の見直し方針に従い、改正するものであり ます。

改正の主な内容につきましては、第2条の職員の服務の宣誓の方法について、「、 任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削るとともに、別 記様式の「印」を削るものであります。

なお、令和4年度新規採用職員から、改正後の内容を適用させるため、附則とい

たしまして、施行日を令和4年4月1日とするものであります。

以上が、議第3号 駿東伊豆消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正についてとなります。

続きまして、議第4号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計予算について御説明いたします。

資料は、令和4年度駿東伊豆消防組合会計予算書及び令和4年度予算の概要となります。

初めに、令和4年度予算の概要の1ページをお開きください。

令和4年度予算の編成理念としましては、全国各地で大規模な自然災害が多発傾向にある中、管内でも大きな被害が発生していることから、消防力の維持・向上を図る必要があるため、全事業において徹底的な内容の見直しに努め、その上で万全な災害対応ができる体制を構築し、住民の消防に対する期待に的確に応えることができるよう編成しております。

次に、2ページをお開きください。

予算骨子の要点を御説明いたします。

予算骨子の1項目目となる重点事業では、1つ目に、耐用年数を超過した消防指令システム等の部分更新を行い、高機能消防指令センターの機能維持を図っていくこと、2つ目に、車両整備事業において、高規格救急自動車3台を更新整備し、増加傾向にある救急需要への対応強化を図るとともに、火災・救助事案をはじめ、近年、多発している自然災害に的確に対応するため、老朽化の激しいはしご付消防自動車、小型動力ポンプ付水槽車及び水槽付消防ポンプ自動車などの消防車両について更新整備を行い、また、屈折はしご付消防自動車の梯体部のオーバーホールを行うなど、消防活動体制の充実・強化を図っていくこと、3つ目に、新型コロナウイルス感染症対策についても気を緩めることなく、消防サービスを安定的に提供できるよう、消防職員の職場衛生環境の改善に取り組んでいくことを掲げております。

次に、予算骨子の2項目目となる総合計画施策の推進につきましては、各章に掲げた施策の実現に向け、それぞれの事業の推進に取り組んでいくことを挙げました。

以上が予算骨子の要点でございます。

次に、3ページに移りまして、予算総額の状況について、御説明いたします。

令和4年度は、先に御説明しましたとおり、様々な災害に対応すべく、消防力の維持・向上を図るとともに、新型コロナウイルス感染症対策も着実に進めていく必要があり、前年度に比べ予算総額で、6億5,830万7,000円の増、伸び率 10.95パー

セントの増となっており、構成市町の負担額で比較しますと、1億3,013万8,000円 の増となっております。

令和4年度の構成市町の負担額については、前年度予算と比較し、組合債の元金 償還分約 1,300万円が純増となったほか、前年度、特別予算編成として整備・更新 計画を延伸した、屈折はしご付消防自動車の梯体部のオーバーホール及び高規格救 急自動車の更新などで約 4,800万円の増、そして耐用年数を超過した消防指令シス テム等の部分更新に約 5,900万円の増があり、総額で約1億 3,000万円の増となっ ております。

令和4年度も、消防行政を取り巻く社会環境に柔軟に対応しながら、効率的で効果的な事業の執行に努めるなど、この予算編成により、住民への消防サービスは、引き続き万全な体制が確保できるものと考えております。

続きまして、令和4年度駿東伊豆消防組合会計予算書にて、御説明いたします。 1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算でありますが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億 6,998 万 5,000円と定めるものであります。

なお、第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、2ページ、3ページに記載 のとおりであります。

次に、第2条の地方債でありますが、4ページをお開きください。

第2表地方債で、起債の目的は消防施設整備事業費、限度額は5億 9,290万円と 定めております。

これは、令和4年度に耐用年数を超過した消防指令システムの部分更新を行うための事業並びに更新する消防車両4台及び高規格救急自動車3台を整備する事業に伴うものが主なものであります。

1ページに戻りまして、第3条の一時借入金でありますが、これは、地方債が納入される前に事業の支払いが発生した場合に、一時的に借り入れをするものであり、限度額は地方債の額を踏まえ、5億9,290万円と定めております。

以上が議案の説明となります。

次に、歳入歳出予算の詳細を御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入でありますが、1款1項1目の市町負担金は、前年度予算と比べ、1億 3,013万8,000円増の59億1,856万6,000円で、各市町の負担金の詳細は、説明欄に記載のとおりであります。 次に、2款使用料及び手数料の1項使用料は、各庁舎の職員駐車場等に係る使用料で、10ページ、11ページにまいりまして、上段、2項手数料は、消防の許認可に係る手数料であります。

次に、3款国庫支出金は、当本部が緊急消防援助隊として出動した場合の交付金の受け入れであります。

次に、4款県支出金は、消防車両や資機材等の整備に係る補助金の受け入れであります。

次に、5款財産収入の1項財産運用収入は、自動販売機の設置場所に係る建物貸付収入や、12ページ、13ページにかけましての共同消防基金及び個別消防基金の利子であります。

次に、12ページ、13ページの2項財産売払収入は、消防車両を更新後、廃車する 車両の売払収入であります。

次に、6款寄附金は、寄附のあった場合の頭出しであります。

次に、7款繰入金は、共同消防基金並びに田方及び東伊豆町の個別基金からの繰り入れで、8款繰越金は、共通経費分については、コロナ禍により開催が困難であった応急手当普及講習会と、1年延期された緊急消防援助隊全国訓練などに係る経費を翌年度に繰り越すものであり、14ページ、15ページにかけましての各個別経費分については、前年度繰越金の頭出しであります。

次に、9款諸収入の1項預金利子は、歳計金の利子で、2項雑入は、派遣職員に係る人件費の国や県からの受け入れや、消防大学校入校に係る、静岡県市町村振興協会からの助成金の受け入れなどであります。

次に、16ページ、17ページをお開きください

10款組合債は、起債の受け入れであります。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。

歳出について、御説明いたします。

初めに、1款1項1目議会費であります。

これは、組合議会の定例会及び臨時会を各2回、議会運営委員会を定例会及び臨時会の開催日とは別に、2回の開催を見込んだ議員報酬と費用弁償などで、計上額は前年度並みの114万9,000円となっております。

次に、20ページ、21ページにかけましての2款1項1目組合管理費であります。 これは、組合管理者等の報酬や財務会計・人事給与システム及び内部情報ネット

ワークシステムの維持管理経費などで、計上額は311万4,000円増の 3,179万円であ

ります。

増額の主な理由は、業務管理事業における内部情報ネットワークシステムのサーバの入れ替えや、各パソコン端末の更新に伴う経費が主なものであります。

次に、22ページ、23ページをお開きください。

2款2項1目、監査委員費であります。

これは、監査委員の報酬及び費用弁償などで、計上額は前年度並みの38万 5,000円となっております。

次に、22ページから31ページにかけましての3款1項1目職員管理費であります。 これは、職員の人件費、健康管理費、研修費及び被服費などで、計上額は4,767 万1,000円増の51億6,895万4,000円であります。

増額の主な理由は、職員の昇給・昇格に伴う人件費の増によるものであります。 次に、30ページの下段から35ページにかけましての3款1項2目消防運営費であります。

これは、消防本部、消防署所、消防指令センター等の施設を運営していくための 光熱水費、消耗品費及び燃料費などの経費で、計上額は664万6,000円減の1億 7,385万1,000円であります。

減額の主な理由は、前年度、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の 特別警備に係る人件費を計上していたことによるものであります。

次に、34ページ最下段から41ページにかけましての3款1項3目消防施設費であります。

これは、消防庁舎の整備や施設の維持管理、また、消防指令施設の機能維持、車両等の更新や点検整備などの経費で、計上額は6億150万5,000円増の10億 5,333万7,000円であります。

増額の主な理由は、本組合発足前に整備しました消防指令システムのうち、耐用年数を2年超過するパソコン系の機器について、部分更新を行うための経費、約4億円及び東伊豆消防署のはしご付消防自動車の更新整備に係る経費、約1億2,000万円が主なものであります

次に、42ページ、43ページをお開きください。

4款公債費であります。

これは、駿東伊豆消防組合で起こした起債の元金償還及び償還利子と、旧田方地 区消防組合時代に起こした起債の元金償還及び償還利子で、計上額は1,264万4,000 円増の2億3,551万9,000円であります。 最後に、5款予備費であります。

予備費は、前年度と同額の 500万円であります。

歳出は以上となりまして、次に44ページをお開きください。

ここでは、地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。

ここで、令和4年度末の現在高見込額を、表の一番右の欄に記載してございますが、駿東伊豆消防組合と旧田方地区消防組合の現在高見込額の合計は、20億7,039万3,000円となっております。

次に、45ページは、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。

次に、46ページから70ページまでは、各給与費明細書を付けてございます。

以上で、議第4号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計予算についての御説明を終わります。

以上、管理者提出議案であります、議第1号から議第4号までの提案理由の補足 説明を申し上げました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長(植松恭一)

当局の説明が終わりました。

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

最初に、報第1号、議第1号、2号、3号、4号、以上5件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

報第1号は、地方自治法第 180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、議第1号、2号、3号、4号、以上4件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、議第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。 採決いたします。 議第1号 静岡県市町総合事務組合規約の一部変更についてを採決いたします。 本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議第1号は可決されました。

次に、議第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第2号 令和3年度駿東伊豆消防組合会計補正予算(第2回)についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は可決されました。

次に、議第3号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第3号 駿東伊豆消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は可決されました。

次に、議第4号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第4号 令和4年度駿東伊豆消防組合会計予算についてを採決いたします。 本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議第4号は可決されました。

◎消防行政に対する一般質問

〇議長(植松恭一)

次に、日程第9 消防行政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

12番 杉村清議員。

〇12 番議員(杉村 清)

通告書に基づき、質問を3点させていただきます。

まず、1問目の質問ですが、新型コロナ感染症により滞っている予防査察の今後 の体制について。

令和2年より新型コロナ感染症により、予防査察が一部滞っていると聞き及んで おります。

また、コロナ禍で予防査察ができず滞ってしまった防火対象物について、今後の 予防査察体制をどう進めるのか伺います。

- (1) 令和元年度及び令和2年度の予防査察件数の比較について伺います。
- (2) コロナ感染第6波が危惧されるが、今後の予防査察の実施について。
- (3) コロナ禍において営業不振により、設備点検や不備事項の改修ができない事業所への対応は。

次に、2番目、コロナ禍における高齢者施設等の自衛消防訓練の立ち会いについて。

駿東伊豆消防本部管内の消防法施行令別表第1にある高齢者施設等の自衛消防訓練立ち会いは、コロナ感染症により接触を控える施設が多数を占めております。特に初期消火や避難誘導、119番通報を必要とする高齢者施設等は、消防署立ち会いによる自衛消防訓練が実施できないと思われますが、どう対応したのか伺います。

- (1) 令和元年度と令和2年度の自衛消防訓練立ち会い状況について、比較数を伺います。
- (2) 管内の高齢者施設等に対して、コロナ禍により立ち会いを断った等の事例がありましたか。

また、施設内に入ることができない対象物に対して、どう対応したのか。 次に、3番目、大阪府雑居ビル放火火災の教訓について。 令和3年12月17日10時18分頃発生した大阪府北区北新地、堂島北ビル火災については、死者25人が発生した全国でも注目される雑居ビルでの大災害であり、駿東伊豆消防本部においても、このような2方向避難困難な雑居ビルについては避難上の限界を感じていると思われます。

また、様々な業種が入る雑居ビルにおいては、統括防火管理者が必要となり、防 火管理上大変苦慮されていると思われます。今後、同火災の教訓から駿東伊豆消防 本部として、どのような対策を図っていくのか伺います。

- (1) 特別査察を実施したと思われるが、管内の対象物数と不備事項について。
- (2) 2方向避難が困難と思われる雑居ビル等について、どのような指導をしていくのか。
- (3) 貸しビル等では、各フロアーに業種の違う事業所が多数あり、また、短期での入退去が予想される複合用途防火対象物に対して、どのように防火指導を図っているのか伺います。

〇予防課長 (永森千弘)

新型コロナ感染症により滞っている予防査察の今後の体制についてのうち、初め に、令和元年度及び令和2年度の予防査察件数の比較についてお答えします。

令和元年度の予防査察件数は 2,660件、令和 2 年度は 1,478件となっております。 令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一定期間予防査察を中 止したことにより 1,182件減少しております。

次に、コロナ感染第6波が危惧されるが、今後の予防査察の実施についてお答え します。

予防査察につきましては、コロナ禍でありましても、火災発生のリスクは変わりませんが、重大な消防法令違反のある防火対象物から優先し実施していきます。

次に、コロナ禍において、営業不振により設備点検や不備事項の改修ができない 事業所への対応についてお答えします。

消防といたしましては、利用者の安全・安心を守るために、営業中の店舗等で消防法令違反が確認されれば、是正を求めてまいります。

なお、金銭的な理由で改修できない場合等におきましては、国から発出されている中小企業等に対する消防用設備等に係る融資制度を建物の関係者に説明させていただいております。

続きまして、コロナ禍における高齢者施設等の自衛消防訓練の立ち会いについてのうち、初めに、令和元年度と令和2年度の自衛消防訓練の立ち会い状況の比較数

についてお答えします。

令和元年度の自衛消防訓練の立ち会い数は49件、令和2年度は17件でございます。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、自衛消防訓練の立ち会 いを一定期間中止していたことから、32件減少しております。

次に、管内の高齢者施設等に対して、コロナ禍により立ち会いを断った等の事例、 また、施設内に入ることができない対象物に対して、どう対応したのかについてお 答えします。

自衛消防訓練は、基本的に防火管理者の責務となっていることから、各事業所独 自に計画し、実施していただいており、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 職員の立ち会い依頼があった場合には、立ち会いをお断りしております。

なお、施設内に入ることができない対象物につきましては、訓練資機材の貸し出 しを行っております。

続きまして、大阪府雑居ビル放火火災の教訓についてのうち、初めに、特別査察 を実施したと思われるが、管内の対象物数と不備事項についてお答えします。

特別査察を実施した対象物数87件のうち、13件に不備がございました。

不備事項につきましては、避難経路の物品存置又は防火戸の閉鎖障害などが確認されております。

次に、2方向避難が困難と思われる雑居ビル等について、どのような指導をして いくのかについてお答えします。

階段が唯一の避難経路となる対象物には、避難に支障となる物品が存置されないよう、適正な防火管理体制を指導してまいります。

次に、貸しビル等では、各フロアーに業種の違う事業所が多数あり、また、短期での入退去が予想される複合用途防火対象物に対して、どのように防火指導を図っているのかについてお答えします。

貸しビル等において、テナントが入居した場合には、防火対象物使用開始届出書 を消防へ届け出することとなっております。

この届出により、予防査察を実施し、防火管理状況等を確認した上で、統括防火管理者に対し、必要な指導を行っております。以上でございます。

〇議長(植松恭一)

以上で、杉村清議員の一般質問は終了しました。

次に、8番 井原三千雄議員。

〇8番議員(井原三千雄)

通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、駿東伊豆消防組合の総合計画について伺います。

駿東伊豆消防組合は、特別地方公共団体として2016年4月に発足し、消防に対する住民の信頼・負託に応えるため、2019年3月に組合が目指すべき方向性とその実現に向け、駿東伊豆消防組合総合計画を策定しています。

もとより、組合は、消防事務を共同で処理することを目的に設立されたものであり、その活動は、構成市町の総合計画に掲げられる「安全・安心なまちづくり」の一翼を担うとともに、多種・多様化し、頻発する災害の発生など新たな行政需用に適応して、広域化の特性を最大限に生かしていくことが求められています。

この総合計画が策定されて3年が経過する訳ですが、現時点で気になる点についていくつかの質問をさせていただきます。

まず1点目は、財政であります。

構成市町においては急激な社会情勢の変化に対応して、一層の行財政改革が求められています。消防組合の財源は、その費用のほとんどが、こうした構成市町からの負担金であり、地方自治体の財政状況が厳しさを増す中、今後ますます、消防の財政負担も厳しくなり、事業や負担金の見直しをはじめ、効率的な運営を求める声はますます高まっていくことが予想されます。

消防組合は、組合を構成する市町の総合計画や地域防災計画との整合性を図りつ つ、組合の総合計画が策定されていることと思っています。

今後、構成市町では、この総合計画などの見直しが目標年次ごとに行われていきますが、組合の総合計画に大きな影響を与えると考えます。

そこで、総合計画にある財政計画の策定は2028年度末でありますが、この間、構成する市町が総合計画を見直しした場合、組合の総合計画との整合性を図るための協議や、施設整備など各事業についての見直しが必要となります。いずれにしても人口減少に伴い、年々、構成市町の財政規模も小さくなり、それに伴い消防への負担金も減少していくことが予想されます。

そこで伺います。

こうした将来の変容や不安に対応して、組合として適切な運営をするために、長期的な財政運営を見据えて、財政計画について具体的な検討、協議がされているのか伺います。

次に、総合計画に掲げられている実施計画についてですが、今年度の実施計画に おける各事業においては事業評価が行われ、その結果に基づき、施策の改善・見直 しが検討され、新年度の予算編成に反映されているものと思いますが、令和4年度 の予算編成において、事業評価の結果に基づき見直しが行われた事業はいくつある のか。

また、内容はどのようなものがあるのか伺います。

次に、署所の適正配置についてであります。

管内における人口の減少や高齢化に伴い、人口の低密度化が進みます。特に、過疎地域などは低密度化がより顕著に現れ、急激な人口減少は、一人当たりの行政コストが割高になるとともに、火災・救急などの消防需用に対しても大きく影響してきます。

そこで伺います。

管内人口の減少に伴う署所の適正配置は避けて通れない必要不可欠な事項と考えます。

また、総合計画では、消防署所など、消防活動拠点施設のあり方について基本方針の策定に着手するとあり、かつ、2018年度中までの消防署所適正配置計画に関する調査等の進捗状況を50%と設定し、今後5年以内で計画策定するとのことであります。

また、この署所の統廃合は、住民との調整、さらには構成市町の総合計画や、ファシリティマネジメントなどと特に整合性を図っていく必要があり、慎重にまた計画的に取組んでいくことが求められます。

そこで、署所の適正配置についての認識と計画の進捗状況についてお聞きします。 また、署管内人口の増減に伴い、人員や車両の配置等の見直しも必要と考えます が、何を基準にどのように見直しをするのか併せて伺います。

次に、質の高い行政運営の推進について伺います。

駿東伊豆消防組合の運営は、旧消防本部の消防力を引き継ぐ形で運営しておりますが、消防を取り巻く環境の整備・向上が必要であります。そのためには、高度な行財政知識などを有する職員の養成が必要であり、そのことは総合計画の施策方針にもあります。

そこで伺います。

高度な行財政知識や政策法務能力を有する職員の養成計画は策定されていますか。 また、その具体的内容や現在の取組状況について伺います。

2つ目は、女性職員の受入れ、活躍推進についてです。

1985年の男女雇用機会均等法に始まり、2016年4月に施行された女性活躍推進法

など、女性の社会進出を後押しする国の法整備を整いつつあり、将来的な労働人口 の不足が予想される中で、女性の社会進出は時代の要請でもあります。

その一方で、消防はいわゆる男性の職場のイメージが強くあり、まさに消防士は鍛え抜かれた体力・技術によって命がけで活動します。これが消防組織の力・活力の源泉であり、圧倒的に男性職員が多い消防本部は、無意識的に男性を中心とした働き方になっていると考えられます。しかしながら、消防の業務においても、女性の活躍の場を広めることによって、住民サービスの向上を始め、消防活動の活性化につながる分野が多く存在すると考えます。

人口減少社会を迎え、防災力の低下が懸念される中、多様化・大規模化する災害に的確に対応するためには、これまで以上に地域防災力を発揮していかなければなりません。この地域防災力が発揮される場である地域社会では女性が半分を占めており、公助を担う消防においては、より多くの女性が参画、活躍することが、消防体制の向上に寄与するものであると思います。このことを解決するためには、女性職員の増加を図り、女性の活躍を組織的に推進することによって、男性だけの視点だけでなく、多様な視点でものごとを捉える組織風土が必要であると考えます。

しかしながら、交替制勤務者が約8割を占めるという特殊性を消防は有している と聞いておりますが、その中で、女性職員は妊娠、出産などにより現場活動が一時 的に制限されるため、毎日勤務への配置転換が必要になりますが、配置転換する際 のポストの確保は容易ではありません。

そこでお伺いします。

女性職員採用については、消防本部として、その実情に応じた数値目標を設定しておくことが必要と考えますが、消防本部として女性採用についての認識と、数値目標や採用計画についての考えを伺います。

また、女性職員を増やしたいといっても、「働きたい」と考える女性たちが進んで応募し、いきいきと活躍できるような魅力ある職場環境を目指す必要があると考えます。女性が継続して無理なく働き続けるためには、例えば、出産や育児期の毎日勤務、その後は、本人の希望や資質に応じて業務内容をシフトできるようなライフステージに応じた仕事と家庭の両立できる方策を検討していく必要があり、その前提として、各署所において人事配置を配慮するほか、ワークライフバランスの観点や各職員の特有の事情を受容し、共に助け合うことへの理解を深めるための職員研修の実施等の取組が必要と考えられます。

そこで、消防本部として、出産後、女性が継続して働くため、どのような取組を

行い、また、今後どのような取組が必要なのか伺います。

また、先ほども触れましたが、女性職員が増えると、当然、出産など長期の休暇が取得されることが多くなります。このような場合、各署所においては、署員の欠員が生じる可能性があり、職務遂行に影響があると思いますが、このような場合の対策について併せて伺います。

最後の3つ目は、人事管理・研修についてです。

地方公務員法の規定により、地方公共団体には人材育成の施策の一つである、研修に関する基本的な方針の策定が責務とされております。

また、平成28年4月に施行された改正地方公務員法により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図る措置が講じられ、国家公務員と同様の人事評価制度が導入されたところです。

消防本部においては、平成30年度から様々な研修等を通じて独自の人事評価制度 が導入され、人材育成が推進されております。しかしながら、時代の変化に伴い、 求められるものが変化し続ける中、職員の資質や能力も変化していくことから、全 ての職員が納得でき主体的に活用できる人事評価制度とすることが必要になります。 このため、まず人事評価を積極的に活用し、問題点や改善点について、常に見直し を図りながら、さらに良い制度の構築を目指すことが重要です。

そこで伺います。

人材育成を計画的かつ継続的に推進していくため、年度ごとに、Plan(計画)、Do(実行)、Check(確認)、Action(処置・定着)の考え方により進捗管理をし、計画の見直しを行っていくことが重要と思いますが、今までどのようなことを見直したのか伺います。

また、人事異動や昇任、昇格などに際し、人事評価はその基礎資料となるものと 思いますが、消防職員は、署所への配置など消防に対する住民の信頼と期待に応え ることや、チームとして職員の意欲・能力・実績・中長期的な人材育成等も重視し なければならない場面もあります。

そこで、職員の人事異動、昇任、昇格の検討などに際し、どのようなことに留意 して取り組んでいるのか伺います。以上で、私の質問を終了させていただきます。

〇企画課長 (安立和弘)

総合計画について、初めに、財政計画について、長期的な財政運営を見据えた、 具体的な検討、協議がされているのかについてお答えします。

本消防組合の総合計画において、健全な財政運営の推進を掲げ、2028年度までに、

長期的な財政運営を見据えた財政計画を策定することとしています。

現在、財政計画に大きな影響を与える消防署所適正配置計画を策定中であること から、その計画の策定までは、現行の消防車両や資機材等の更新計画を基に、毎年 度、10年間の歳出計画を作成し、構成市町と継続的に協議を行っております。

今後、消防署所適正配置計画を策定した際には、速やかに財政計画の策定が進め られるよう、引き続き構成市町との協議及び本組合内での検討を進めてまいります。 次に、実施計画について、令和4年度の予算編成において、事業評価の結果に基 づき、見直しが行われた事業はいくつあるのか。

また、その内容はどのようなものがあるのかについてお答えします。

本消防組合の予算編成は、毎年度、総合計画実施計画において、事務事業の評価 を行い、その結果を基に、翌年度の予算を編成しております。

令和3年度においても、政策的予算を伴う11の重点事務事業及び標準的予算を伴 う18の評価対象事務事業について、評価を行いました。

令和4年度予算については、その全ての事業に対し、徹底的な内容の見直しを図 り、消防長等評価者からの指摘・指示を踏まえ、予算編成を行いました。

主な見直し例を挙げますと、車両整備事業では、車両更新計画による更新対象車両の精査を行うとともに、更新を決定した車両については、使用実態に見合った車両の選定を行いました。

次に、消防資機材整備事業では、全国的に自然災害が多発していることから、必要な資機材の検討を改めて行い、消防需要に的確に対応できる資機材の選定を行いました。

次に、消防指令システムのうち耐用年数を超過した機器の部分更新においては、 新たな事業を新設し、組合内だけでなく、第三者機関の意見も取り入れ、経費の圧 縮を図りました。

また、全体としましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環として定着した ZOOM等のICT機器を活用したリモート研修を積極的に取り入れ、研修の質を 落とさずに、旅費等の予算削減を図りました。

今後とも、行政評価システムを活用し、総合計画に掲げる効率的な消防組合の運営を目指してまいります。

〇総務課長(玉川 稔)

次に、消防署所適正配置計画のうち、社会の変化に対応した消防署所の適正配置 の認識と計画の進捗状況はどのようになっているのかについてお答えします。 現在の消防庁舎は、広域化前の5消防本部がそれぞれ管轄する地域における災害活動を効率的かつ効果的に行うため配置された庁舎であることから、広域化後の消防需要に適した配置にしていく必要があると認識しております。

また、適正配置を検討するに当たり、津波浸水想定区域や洪水浸水想定区域を外すなど、大規模災害時においても消防活動が継続できる場所であることや災害発生 状況など地域性についても検討する必要があると認識しております。

計画の進捗状況につきましては、昨年度までに、消防施設の現況と災害の発生状況、現状の署所配置と運用効果の検証、整備を検討する署所についてなど、計画に盛り込む項目について検討を終え、進捗率75パーセントとなっております。

今年度につきましては、駿東伊豆消防組合消防署所適正配置計画策定作業部会を 6月と11月に開催し、素案の作成作業を行いました。

今後におきましては、本素案を基に、本消防本部の部課長や構成市町の担当者等 で組織される駿東伊豆消防組合消防署所適正配置計画策定委員会等において協議を 重ね、令和5年度の完成を目指してまいります。

次に、人員・車両配置に見直しについてはどのように考えているのかについてお 答えします。

人員や車両の配置等の見直しにつきましては、どの地域にどの程度の消防需要があるのか、また、災害発生時において、出動する消防車や救急車の現場到着までに要する時間などについて調査するとともに、管轄区域の人口や道路整備状況等、地域性を考慮し、見直しを図ってまいります。

次に、質の高い行政運営を担う職員の養成計画は策定されているのか。

また、その具体的内容と取組状況はどのようになっているのかについてお答えします。

職員の養成計画につきましては、職員の知識、技術及び資質を向上させ、円滑な組合運営と消防サービスの向上を目的として、本年度中の完成を目標に、現在、策定中であります。

具体的な内容につきましては、市町村アカデミーや一般社団法人日本経営協会等が主催する、財政運営、政策法務、給与に関する研修等へ派遣する計画とし、令和4年度から本計画に沿った派遣を行う予定であります。

現在の取組状況につきましては、各研修機関が実施する研修の中から、法令実務 や人事評価など、適時適切な研修を選択し、職員を継続的に派遣しています。

続きまして、女性職員の受入れ、活躍推進についてのうち、初めに、女性職員の

採用についての認識と数値目標、採用計画はどのようになっているのかについてお 答えします。

女性職員の採用についての認識につきましては、女性ならではの視点を取り入れることで、多様なニーズに対応できる柔軟性が生まれ、本消防組合の強化につながっています。

特に救急現場などでは、女性ならではの心配りや気配り、柔らかな印象が安心感を与え、より細やかな対応が可能となっていることから、今後も女性消防吏員の増員を積極的に図っていきたいと考えております。

数値目標につきましては、平成27年に総務省消防庁から発出された「女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について」の通知に示された目標と同様である、令和8年度までに、全消防吏員に占める女性消防吏員の比率を5パーセントとしています。

採用計画につきましては、本年度までの女性消防吏員数が18人であることから、 令和8年度当初までに5パーセント、31人以上とするため、5年間で13人以上の採 用を計画しております。

次に、女性職員が活躍できる職場づくりや、出産後の女性職員が継続して働くための取組み、また、育児休業等による欠員に対する対策はどのように考えているのかについてお答えします。

本消防組合では、平成28年9月に駿東伊豆消防組合次世代育成支援・女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画前期計画を策定、令和3年4月には、令和元年6月に改正された女性活躍推進法を踏まえた本計画の後期計画を策定し、女性職員のキャリア形成支援、子育てを行う女性職員の支援・活躍推進等に取り組んでまいりました。

女性が出産後、継続して働く取組としましては、産後休暇が8週間、育児休業が 最長3年取得できる制度となっており、育児休業から復職した職員に対しては、育 児短時間勤務制度により家庭と仕事の両立を図っております。

今後必要となる取組につきましては、日勤業務や消防指令センターなど、今以上 に職域拡大をすることにより女性の活躍を推進していきます。

また、育児休業等の長期休暇の取得による欠員が生じる場合は、新規採用職員数の補充、定年延長や再任用職員の活用を検討しております。

続きまして、人事管理・研修についてのうち、初めに、求められる人材育成に向けた計画の見直しはどのようになっているのかについてお答えします。

本消防組合では、平成28年発足後、統一した基準による人材育成が課題であった ことから、平成30年4月に人材育成計画を策定しました。

本計画は、各階級に応じた役割を一人一人が意識させ、消防に課せられた「住民の生命、身体及び財産を守る」という任務達成に向けた組織力の向上を図るため、階級ごとに目標を設定し、その目標に近づくための自己研さんの手法や育成方針等について定めたものであります。

令和3年3月には、3年間の運用実績を基に、計画内容を再検証し、更なる組織力の向上につながるよう、階級ごとの目標や、目標達成に向けた育成方針等の見直しを図りました。

今後も、時代の変化に即した資質・能力を備えた職員を育成できるよう、定期的 に見直しを行ってまいります。

次に、人事異動や昇任・昇格に際し、どのようなことに留意しているのかについてお答えします。

人事異動につきましては、職員に様々な部署を経験させることで、個々の能力と モチベーションの向上を図ることができ、また、活発な職員異動を行うことにより、 消防組合全体が活性化するものと考えております。異動に際しては、異動経歴、資 格取得状況及び職員の意向等を考慮した中で、適正な職員配置となるよう留意して おります。

また、昇任・昇格につきましては、消防司令までは、筆記試験、面接試験及び人事評価による試験制度としており、消防司令長以上は、人事評価及び経験等を踏まえた選考制度としております。以上でございます。

〇議長(植松恭一)

以上で、井原三千雄議員の一般質問は終了しました。

これで、消防行政に対する一般質問を終わります。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

〇議長(植松恭一)

次に、日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

◎閉会の宣告

〇議長(植松恭一)

これをもって、令和4年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。 御苦労さまでした。

午後3時4分 閉会

○地方自治法第 123 条第2項の規定により署名する。

令和4年2月4日

議 長 植 松 恭 一

議 員 岩 城 仁

議 員 内山愼一